

# 入学寄付金募集規程

第1条 この規程は、シンガポール日本人学校規則第26条（校納金）、シンガポール日本人学校の児童・生徒就学規則第三章（入学、編入学）第5条、第6条に基づき、本校への入学に先立ち納入すべき寄付金のきまりを定めたものである。

第2条 本校への入学条件として、保護者の所属する企業又は団体は、学校に対して所定の「企業寄付金」を納入しなければならない。但し、企業・団体等に属さない個人、又は外国人、或いは外資系企業勤務の保護者に対しては、特別に所定の「個人寄付金」の納入を以て代える事を認めるものとする。尚、政府関係機関、地方公共団体等の職員、及びこれ等団体への出向者に対する個人寄付金額は別途定める。

[内規] 上記に謂う別途云々とは「外交旅券を所持する者及び公用旅券を所持する教員に対しては、入学寄付金を免除し、又その他の公用旅券の所持者、独立行政法人、日本人会、日本商工会議所の職員等の入学寄付金は、一律S\$1,000+GSTとする。」

第3条 寄付金依頼の基準と、金額は次の通りと定める：

1. 保護者の所属する企業・団体よりの「企業寄付金」は、在日の本社の下記資本金ベースと、当地駐在員ベース両者の合算額とする。尚、生命保険会社の場合は「総資産の万分の3相当額（10万円単位で四捨五入）」をベースとする。

1. 資本金ベース	: 金額	2. 駐在員ベース	: 金額		
A.	1,000 億円以上	: 700 万円	A.	50 人以上	: 600 万円
B.	750~1,000 億円未満	: 600 万円	B.	26~49 人迄	: 500 万円
C.	500~750 億円未満	: 500 万円	C.	16~25 人迄	: 400 万円
D.	300~500 億円未満	: 400 万円	D.	11~15 人迄	: 300 万円
E.	200~300 億円未満	: 300 万円	E.	7~10 人迄	: 200 万円
F.	100~200 億円未満	: 160 万円	F.	4~6 人迄	: 100 万円
G.	50~100 億円未満	: 60 万円	G.	3 人以下	: 40 万円
H.	10~50 億円未満	: 40 万円			
I.	10 億円未満	: 20 万円			

2. 保護者が「個人」の場合は一家族当たりの寄付金額を一律S\$3,000+GSTとする。

第4条 寄付金の納入方法は、次の通りとする。

- 日本で円貨支払の場合の振込先は、  
公益財団法人 海外子女教育振興財団  
普通預金口座「三菱東京UFJ銀行新丸の内支店0464120」
- 当地でS\$建てで支払の場合、  
支払先：THE JAPANESE SCHOOL SECOND CONSTRUCTION FUND  
横線小切手で学校事務局まで納入の事。尚、当該円貨のS\$換算は、支払当日の三菱東京UFJ銀行のTTSレートとする。

第5条 この規程の改正は、シンガポール日本人学校校舎修繕委員会が行い、学校運営理事会に報告、承認を得ることとする。

第6条 この規程は、昭和57年1月15日より即日実施する。  
この規程は、昭和63年5月20日付け改定、即日実施する。  
この規程は、平成元年1月16日付け改定、即日実施する。  
この規程は、平成10年2月20日付け改定、即日実施する。  
この規程は、平成13年3月1日付け改定、即日実施する。  
この規程は、平成14年12月13日付け改定（第2、3-2条）、平成15年1月1日から実施する。  
この規程は、平成23年1月21日付け改定（第2条内規）、即日実施する。  
学校規則集の整理により、名称変更（入学寄付金募集要項→同規程）と第5条の改定を平成24年3月9日付で行う。

【注】 本校への編・入学に際しては、本規程第2条に定める二種類のいずれかの寄付金の納付が入学許可条件となって居る。その納付金額に関しては同第3条1及び2項の該当額に準拠するものとし、納付方法に関しては同第4条1及び2項に基づくものとする。